



敦賀市公告第53号

みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運営業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

敦賀市長 米澤 光治



- 1 業務名
みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運営業務
- 2 業務内容
北陸新幹線敦賀開業に合わせ、みなとつるが山車会館のリニューアルを内外に知らせ、PRする記念行事を開催・運営する業務
- 3 業務履行期間
契約締結日から令和6年3月24日（日）まで
※ ただし、行事の開催日時は以下のとおりとして、令和6年3月24日（日）までに撤収等の作業を全て完了すること。
①式典実施：令和6年3月16日（土）午後 ※時間未定
②イベント開催：令和6年3月17日（日）午前9時から午後4時まで
- 4 業者選定方法
公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）
- 5 提案上限額
3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
ただし、この金額は予定価格を示すものではない。
- 6 参加資格要件
本プロポーザルに参加できる者は、公告日から参加表明書の提出期間の末日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和5・6年度敦賀市競争入札参加資格者名簿において、業種区分「委託・リース」「広告・宣伝類」「広告・イベント」に登録されている者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者でないこと。

7 募集要項及び仕様書

別紙「みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運營業務公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)」及び「みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運營業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。

8 募集要項等の配布期間等

- (1) 配布期間 令和5年12月22日(金)から令和6年1月11日(木)まで
(ただし、みなとつるが山車会館の休館日を除く。)
- (2) 配布時間 各日、午前10時から午後5時まで
- (3) 配布方法 11の場所で配布する。また、敦賀市ホームページにおいても電子データを公開する。

9 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年12月22日(金)から令和5年12月28日(木)まで

- (2) 受付方法 質問書を電子メールにより提出すること。電話での質問は認めない。
- (3) 回 答 令和6年1月5日(金)までに敦賀市ホームページ上に掲載する。なお、質問に対する回答は募集要項及び仕様書を補足する。

10 参加表明書等の提出期間及び提出方法等

(1) 提出書類

- ア 参加表明書兼企画提案書
- イ 参加資格確認事項申告書
- ウ 会社概要書
- エ 業務実績書
- オ 業務企画提案書
- カ 見積書

- (2) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)提出すること。
- (3) 提出期間 令和5年12月26日(火)から令和6年1月11日(木)まで(ただし、みなとつるが山車会館の休館日を除く。)
- (4) 提出時間 各日、午前10時から午後5時まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送(ただし、書留郵便で提出期間内に到着したものに限る。)による。

11 書類等の提出場所及び問合せ先

〒914-0062

福井県敦賀市相生町7番6号

みなとつるが山車会館

TEL 0770-21-5570

FAX 0770-21-5572

メール k-yama@ton21.ne.jp

12 その他

この公告に掲げるもののほか、本プロポーザルに関し必要な事項は、募集要項及び仕様書による。

